

消費税負担の理論的再検討

Theoretical Re-examination of the Burden of Consumption Tax

富永 和人

1 筆者の立場

筆者の消費税に対する考えは次の通りである。本稿で示すように、課税により生じる価格変化の如何にかかわらず、市場取引で税負担が他者に転嫁されることはない。消費税は純然たる直接税であり、創出した付加価値に対して企業自身が負担する付加価値税である。企業が生産活動によって手にする成果は、創出した付加価値から人件費や利子、地代等を支払って残る利益であるが、消費税はその利益額を超えて課され得る。このとき企業は財産の効用の享受を否定される。よってこの税制には違憲の疑いがあり、廃止されるべき税制と考える。

2 間接税負担の説明における不合理

売り手企業に課された消費税の負担は、商品価格の引き上げにより買い手に転嫁され、この転嫁の連鎖により最終的に消費者に帰着するとされる。これは間接税の一般的な説明¹⁾に従うが、ここには以下のような不合理がある。

ある商品の価格が100円であるところに税率10%の消費税が導入され²⁾、価格が110円に騰貴したなら、企業が消費者に商品を売ると税負担は消費者に完全に転嫁されるはずである。このとき商品の市場価格は110円なので、消費者は市場で他の誰かにそれを売れば元々持っていた110円を取り戻せるだろう（言うまでもなく消費者には消費税の納税義務がない）。他方、企業は売上の110円から10円を納税して（仕入なしとした）、手元に100円を残すが、市場でこの100円を支出しても、売った商品と同種の商品（市場価格は110円だろう）を取り戻せない。税負担の転嫁により、消費者に税負担があり企業にはないはずだが、消費者は以前の状態を難なく回復でき、企業にそれができないのはなぜか。

消費税制が予定する通りに全商品価格に10%の税額が上乗せされると、消費税がない場合にある企業の年間売上が100万円なら、税導入後には110万円（消費税分を含む）となる。ここから10万円を納税し（仕入なしとした）、税がない場合と同じ100万円を手元に残す。と

ころでマスメディアによれば税の帰着とは税による実質所得の減少である³⁾。税導入により物価は10%騰貴しており、税がある今の名目所得100万円は、税がない場合を基準とした実質では約91万円であり減少している。この減少がないためには名目所得が110万円であるべきで、10万円が不足しており、それはまさに納税額である。すなわち10万円の納税という税負担の全額がこの企業に帰着している。

3 市場取引で税負担は転嫁されない

租税は一般に「政治的権力団体が、原則として、その必要とする一般的経費の財源として使用するため、私経済より個別的報償関係なしに、法律にしたがい、強制的に徴収する貨幣」⁴⁾あるいは「国家が財政需要を充たすために議会制定法に基づく一方的義務として課す無償の金銭的給付」⁵⁾などと定義される。これにより私人から政府等（以下、単に政府）に貨幣が移ることが税の支払であり、その額を税負担の大きさと言ってよいだろう。直接税の場合、納税義務者による納税が税の支払で、税額がそのまま税負担の大きさを表す。間接税の場合には、税がない場合に比べて税がある場合の市場取引での余分な支出が税の支払であり、その額の税負担とされる。

これらはいずれも税の存在により税負担に相当する額の貨幣が私人の手元から失われることである。しかし後者は、前述の租税の定義における「強制的に徴収」「一方的義務として課す」「無償」などの要件を満たさない。市場取引は自由意志によるものであるし、また取引での支払には対価がある。従ってこのように見定められる直接税と間接税の税負担が全く同じものと直ちには言えない。

なぜ手元から貨幣が失われることが負担なのか。貨幣が役立つのは基本的に、その貨幣で何かを買えるためである⁶⁾。よって税負担とは、税として貨幣を手元から失い、その貨幣を持っていたなら買えたはずのものが買えなくなることを考えてよいだろう。言い換えれば、手元から失った貨幣を自分のために役立てられなくなることである。

自由市場における売買とは2者間の自由意志による貨

幣と商品の交換である。買い手は、ある額の貨幣を売り手に渡し、売り手に商品を手放させ、自分の所有とする。これが「買う」ことである。すなわちその額の貨幣は、それを売り手に渡すことで、その額で商品を買ってよいと自由意志で思う売り手に商品を手放させて買い手の所有とするという形で、そしてその形でのみ買い手に役立つ。

直接税として10円を手元から失った者は、もはやその10円を誰かに渡して所有物を手放させ自分のものとすることはできず、その額の貨幣を自分に役立てられない。よってこの者は確かに税を負担している。

売り手への課税によって価格が100円から110円に騰貴した商品を買う買い手は、貨幣110円を売り手に渡すことで、110円で商品を買ってよいと自由意志で思う売り手に商品を手放させて自分の所有とする。このとき買い手は貨幣110円を完全に自分に役立てており、10円分を役立てていないなどということはない。この時点での価格がいくらであろうと、支払った額について同じことが言える。よって買い手は、課税による価格変化の如何によらず、市場取引によって税負担を引き受けない。すなわち税負担が市場取引によって買い手に転嫁されることはない。

4 貨幣の購買力および交換価値による議論

担税力に応じた課税が行われているか、課税が公平かなどを判断するためには、税負担の大きさが客観的に測れる必要がある⁷⁾。前述のように、貨幣は基本的に何かを買うためにのみ役立つので、ある税額を納める負担を「何かを買えなくなる」度合とするのは妥当だろう。

直接税を課された者が税額分の貨幣を手放す時、この貨幣は政府に渡されるだけで、この時点ではまだ何かを買うために支払われないため、納税によりこの者がどれだけ「何かを買えなくなる」かは不明である。納税しなければその貨幣で誰かからリンゴが1個買えたかも知れないし、別の誰かからは2個買えたかも知れない。これでは税負担を客観的に表せない。

そこで市場で取引される各商品について、その時点での価格が決まっていると仮定する。これにより実際の取引を待たずに貨幣の購買力が定義できる。ある量の貨幣の購買力はそれが買える商品の量で示される⁸⁾。リンゴの価格が100円、桃の価格が200円の時、貨幣400円の購買力はリンゴで表せば4個、桃ならば2個となる。貨幣の購買力はそれが商品を買える度合だから、「税として手元から失った貨幣が持つ購買力」(*)を税負担の大きさと定められる。

租税の目的を政府の経費の財源とすれば、政府の必要

は市場で何かを買えることすなわち購買力である。よって租税とは私人が持つ購買力の政府への移転だと言える。このことから、私人から政府に税として渡される貨幣が持つ購買力を税負担の大きさとするのは妥当だろう。

市場で交換される財という点では貨幣もリンゴや桃と変わらない。貨幣400円とリンゴ4個の交換は、貨幣がリンゴを買ったとも、リンゴが貨幣を買ったとも言える。これにより貨幣以外の財の購買力を貨幣の量で表せる。例えばリンゴ4個の購買力は貨幣にして400円であり、リンゴ4個の購買力と貨幣400円の購買力は等しい。財の購買力をその財の交換価値と呼ぶ⁹⁾。つまりリンゴ4個と貨幣400円の交換価値は等しい。交換価値が等しい財の一方を持つ者は、他者に強制せずに自分の意志のみでそれを他方と交換できる。それに同意する他者の存在が市場価格によって仮定されるためである。この意味で、ある財を持つことと、それと交換価値の等しい財を持つことは等価である。この等価性を交換価値は表す。交換価値は財の購買力であるから、前述した税負担の大きさの定義(*)は「税として手元から失った貨幣が持つ交換価値」とも書ける。

こう定義される税負担の大きさは、貨幣以外の財産を時価で評価する我が国の税制¹⁰⁾と整合する。例えば相続税が物納される場合、収納価額は収納される物の時価とされる¹¹⁾。この規定は交換価値の等しい貨幣と物とを税として等しく扱っている。

交換価値について次の定理が成り立つ：

どのような市場取引においても、市場価格で買われる財と支払われる貨幣は等価である。¹²⁾

その理由は、市場で何が買えるかが貨幣を含む財の購買力を定義し、それがさらに交換価値を定義するためである。

この定理から直ちに、市場取引で税負担は転嫁されないと理解される。税負担とは交換価値を手元から失うことだが、市場取引は交換価値において必ず等価交換だからである。税負担の転嫁が起きないのだから、税負担が市場取引を通じて他者に帰着することもない。

2節で示した不合理はいま以下のように説明できる。110円で商品を買った消費者は、手放した貨幣と等価な商品を手放せばそれと等価な貨幣110円を取り戻せる。他方、企業は商品を手放す際に等価交換をし、得た貨幣から10円を納税によって失うため、残った貨幣100円は商品より交換価値が低く、それを手放しても市場で商品を取り戻せない。消費税額の上乗せによる価格騰貴は、貨幣の交換価値の下落の裏返し

に過ぎない。各企業は以前同様、売った商品と等価な貨幣を手に入れるが、納税によって交換価値を手元から失う。それが税負担である。実質所得は貨幣の交換価値の変化で調整した所得の額なのでこの負担が見える。

以降、交換価値を単に価値と書く。

5 消費者は貨幣性資産の目減りを被る

しかし、消費者が消費税を負担しているように見えるのは確かである。この理由を説明する。

消費税の導入で全商品の価格が10%騰貴するとしよう。税がない時、ある商品の価格が100円、ある消費者が所有する財産が貨幣110円であった。税導入で商品価格は110円となる。税がない時に消費者が商品を買えば手元には商品1つと貨幣10円が残ったはずだが、税導入後に買うと手元には商品しか残らない。手元にあった貨幣10円分の購買力を自分に役立てられなかったので、確かにそれに相当する価値の損失である。

この損失はどのように起きたか。政府G、企業S、消費者A、Bがあり、消費税がない時それぞれの資産が、Gは無し、Sは価格100円の商品1個、AとBはそれぞれ貨幣110円とする。AとBの手元にある価値は商品1.1個分である。消費税が課され、商品価格が110円になると、AとBの手元にある貨幣の価値は商品1個分に目減りする。ここでAがSから商品を買う。Sの資産は貨幣110円となり商品1個分、Aの資産は商品1個となるが、等価交換の結果なので両者の手元にある価値は取引前と変わらない。その後Sは10円を消費税として納め（仕入なしとした）、Gの税収が発生する。このときSの資産は商品約0.91個分、Gの資産は商品約0.09個分である。

以上から次のことが分かる。AとBは価格騰貴時に同じ大きさの資産価値の目減りを被り、それが各々の最終的な損失である。Aは取引で価値を手元から失わず、取引をしなかったBと結果として同じ損失しか被らない。消費者に生じる損失の全体（商品0.2個分）は政府の税収（商品約0.09個分）と無関係である。他方、初めにSの手元にあった（商品として自らが創出した）価値から失われた分（商品約0.09個分）は、納税の時点でそのままGに移転し、Gの税収となる。

このように、間接税によって消費者が被るとされる損失は、価格騰貴の時点で起きるものであって、商品を買うことで起きるものではない。消費者は価格騰貴による貨幣性資産（金額が固定している資産）の目減りを被るのであり、税を支払うわけではない。消費者が目減りを被る資産としては、現金や預金、雇用契約で金額が定められた給与などがある。

6 貨幣錯覚と本体価格

課税による価格騰貴で消費者が被る貨幣性資産の目減りを税の支払と見誤ると、税負担の転嫁という現象が起きたように見える。この誤認は「貨幣価値は一定である」すなわち貨幣1円の価値は常に同じだと考える貨幣錯覚¹³⁾で説明できる。

前節の例で貨幣110円を持つ消費者は、消費税導入による価格騰貴と同時に資産の目減りを被り、価値が低下した資産で商品を買うため以前よりも多い金額を支出することになる。もし消費者が価格騰貴の時点で、自らが持つ貨幣の価値の低下に気づいたなら、商品の対価として手放す貨幣が金額で多かろうとも、それは等価交換であり何ら余分に支払っていないと分かっただろう。それが分からないのは、商品価格が騰貴しても手元にある貨幣の金額は変化しないため、価値の低下がないと考える貨幣錯覚のためである。これにより消費者は、商品の値札を見るまで貨幣価値の低下に気づかず、そこで初めて「余分に払う必要がある」と気づくために、「取引によって」損失を被ると錯覚するのである。

この見誤りに大きく寄与するのが本体価格（税抜価格）の表示だろう。市場取引で商品の対価として支払われる貨幣の量が市場価格であり、それはいわゆる税込価格である。本体価格はそれとは異なる。では本体価格とは何か。

本体価格は市場価格から消費税分を除いた額として計算される。我が国の消費税制度は、消費者に税を負担させるため価格への税額の完全な上乗せを予定している¹⁴⁾。具体的には、消費税がない場合に比べ、全商品価格が10%だけ騰貴した状態を目指している。この10%分が消費税分であるから、本体価格とは「消費税がない場合の市場価格」を表す価額である。消費者は、その本体価格分の貨幣を支払えば商品が買えるはずのところ、それでは買えないから、本体価格と市場価格の差額を「消費税のための余分な支払」つまり税負担額だと考えるのだろう。

「消費税がない場合の市場価格」とは、消費税がない場合の商品価値を、消費税がない場合の貨幣価値に基づき、貨幣の量で表したものである。税がある現在の貨幣価値は、税がない場合の貨幣価値と同じとは限らない。よって本体価格分の量の貨幣を支払って商品を買える理由はない。それどころか、消費税がある現在の市場価格こそがまさしく現時点でその商品を買う購買力を持つ（すなわち商品と等価な）貨幣の量を表す。

本体価格は「消費税がない場合の市場価格」を表し、消費税がある今でもその額で商品が買えるはずだ、つまり

同じ額の貨幣の購買力は不変であると消費者に思わせる。このように本体価格の表示は、消費者に貨幣錯覚を起こさせ、消費税を自らが負担していると誤解させる大きな原因になっていると思われる。

企業にも同様に貨幣錯覚が発生する。価格が100円であった商品に税額を上乗せして売った企業が手にした110円は、商品と等価な貨幣であり、10円を余分に受け取る（または「預かる」）わけではない。そう見えるのは貨幣価値が一定不変だと考えるための錯覚である。

7 一般貨幣購買力について

貨幣価値の変化はインフレやデフレとの関連でよく言われる。例えば物価指数が2倍になれば貨幣価値は半分になるなどのように。しかし貨幣価値をこのようなものとしてのみ理解すると、次のように課税で起きる価格騰貴分を消費者による税の支払と誤解することになる。

ある商品Xの販売に10円が課税され、価格が100円から110円に騰貴したとしよう。この価格変化が物価と直接に関係ないと考え、貨幣価値が課税の前後で完全に不変だと仮定する。貨幣価値は商品との交換における相対的な価値であり、貨幣価値が完全に不変であるなら商品Xに対しても不変のはずである。Xを買う消費者は、税がなければ100円で買ったところ、税がある今は110円を支払うので、同じXに対してより多く支出した貨幣は、Xの価値より多く支出した分であり、これが税の支払である。

この考えは無論、市場取引は等価交換であるという交換価値の事実と反しているため単純に誤謬であるが、その誤りの原因は一般貨幣購買力と個別の商品に対する貨幣の購買力との混同にある。

貨幣購買力について論じた著書においてFisherは貨幣の一般購買力と個別商品に対する購買力を明確に区別している¹⁵⁾：

Throughout this book we have aimed at explaining the *general* purchasing power of money, not its purchasing power over any particular goods or class of goods.

貨幣の一般購買力の変化は物価指数の変化の逆数で表され、物価指数の計算に用いられる商品の種類と数量（いわゆる「バスケット」）はその物価指数の目的に合わせて選ばれる。このバスケットに対する貨幣の購買力が貨幣の一般購買力である¹⁶⁾。貨幣の購買力の定義（4節）から分かる通り、こうして定められる貨幣の一般購買力は個別商品に対する購買力とは異なる。

貨幣の価値はその購買力で定義される。貨幣の一般購買力はバスケットに対する購買力だから、それはバスケットに対する貨幣価値を表す。他方、商品Xに対する貨幣の購買力は、Xに対する貨幣価値を表す。バスケットの価格とXの価格は連動するとは限らないので、バスケットに対する貨幣価値（言わば「一般貨幣価値」）の変化はXに対する貨幣価値の変化とは必ずしも一致しない。にもかかわらず、個別商品に対する貨幣価値の変化を、一般貨幣価値の変化と無関係だからと捨象するなら、それは貨幣価値を不変とするのと同等であり、貨幣錯覚と同様に「税負担の転嫁」を見せることになる。

貨幣の購買力すなわち貨幣価値は、それで買われるものに対して定義される量であり、貨幣自体の購買力あるいは価値があつてそれが何倍あるいは何分の1に変化するのではない。我々は普段、価値尺度財である貨幣の価値によって他の財の価値を1つの数字（価格）で表すのに慣れているため、貨幣自身の価値やその変化も1つの数字（例えばインフレ率など）で表現できると考えがちだが、他に価値尺度財を定めない限り、貨幣の交換価値やその変化を1つの数字で正確に表すことはできない¹⁷⁾。

8 結び

税は私人から政府への購買力の移転であり、税負担はその購買力の大きさで表せる。租税論および財政学で伝統的に、課税による実質所得の減少を税負担と考えるのも、購買力が問題だと認識からであろう。しかしここでは、私人から政府への購買力の移転という本来の税負担と、価格変化による貨幣性資産の価値の変化が区別されず、両者の合成を税負担と見なしている。新たな課税などといった財政政策の変更による私人の厚生の変化は確かに重要な問題だが、自由な市場取引による価格変化は自由主義経済では予定されており、すなわちそれによる資産価値の変化も予定されている。これに対して所有権の保障は自由主義経済の大原則であり、課税による私人から政府への購買力の移転はそこに関わる。これらは厳密に区別されるべきと筆者は考える。

本稿の議論によれば、消費税は企業への純然たる直接税である。よって消費税は財源として法人税および事業所得税と同じである。これらの税と異なり消費税は付加価値額に対して課されるので、企業が生産活動の成果として手にする利益を超えて課税（いわゆる「赤字課税」）され得る。これは財産権に基づく財産の効用の享受を否定するものであり、違憲の疑いがある¹⁸⁾。このような赤字課税は当然、滞納を引き起こすだろう。

仕入税額控除における控除不足分の還付には大きな問

題がある。輸出のみを行う企業は消費税の納税義務を負わず、仕入に含まれる消費税分は全額還付されるが、この企業は仕入においても販売においても等価交換である市場取引をするのみで、購買力を政府に渡すことがない。よってこの還付は純粋に政府から企業への一方的な購買力の移転である。これを通常の、課税根拠が失われた場合に税額分の貨幣すなわち購買力を元々それを持っていた者に返す還付と同一視するのは、税の本質が購買力の移転であるという見地からは、正義の原則「等しきものは等しく、不等なるものは不等に扱われるべし」¹⁹⁾に反すると言わざるを得ない。

直接税たる消費税つまり付加価値税を負担する企業がそれを節税しようとする行動は、経済に様々な望ましくない影響を及ぼし得る。企業が利益を維持しつつ付加価値額を抑えるには人件費の削減が最も効果的だろう。近年問題となっている賃金低下、経済成長の鈍化、派遣雇用の増加、デフレ、企業の内部留保増などはこの節税行動に起因する部分が少ないと筆者は考える。

(とみなが かずと ^{かのう}和情報網)

1) 高木勝一(編著)『租税論』、八千代出版(2011)、p.23など。

2) 理論的検討のため本稿では免税、簡易課税、軽減税率等はなく、消費税のないところに直に税率10%として導入されるとする。

3) マスグレイヴ(木下和夫監訳)『財政理論II』、有斐閣(1962)、p.311。

4) 前掲・高木、p.1。

5) 谷口勢津夫『税法基本講義』第5版、弘文堂(2016)、p.7。

6) 「貨幣のための貨幣の需要というものはなく、ただ将来の購入手段としての需要があるだけである。」J・R・ヒックス『価値と資本』(上)、岩波文庫(1995)、p.114。他にも貨幣の所有による社会的信用などもあるだろうが、税負担とは直接関係ないと考え、本稿では検討の範囲外とする。

7) 「われわれはまず、それが可能なら、何を測定したいと思っているのかを明確にしておかなければならない。同時に、われわれの測定はオペレイショナルなもの、すなわち観察可能な資料にもとづくものでなければならぬ。」前掲・マスグレイヴ、pp.308-309。

8) 「The purchasing power of money is indicated by

the quantities of other goods which a given quantity of money will buy.」Irving Fisher: *The Purchasing Power of Money*, New and revised edition, The Macmillan Company, New York (1920), p.13. なおこの購買力を一般物価に対する一般貨幣購買力と混同すべきでない。後者はマクロ指標であり、個々の商品に対する正確な購買力を表さない。これについては7節で議論する。

9) アダム・スミス(山岡洋一訳)『国富論』(上)、日本経済新聞社(2007)、p.30。

10) 国税庁法令解釈通達『財産評価』。

11) 相続税法第43条。

12) 「Such elementary equations mean that the money paid in any transaction is the equivalent of the goods bought at the price of sale. From this secure and obvious premise [略]」前掲・Fisher、p.28。

13) Irving Fisher: *Stabilizing the Dollar*, The Macmillan Company, New York (1920), p.36。

14) 「消費税実施と検討課題」、『ジュリスト』、No.931(1989)、pp.28-29。

15) 前掲・Fisher: *The Purchasing Power of Money*、p.315。強調は原著者自身による。

16) 同書 pp.14, 204-205。

17) より数学的な議論については拙著『税負担の転嫁と貨幣価値についての議論』、和情報網デジタル書庫TK9(2019)を参照されたい。

18) 「私人に財産の効用を享受させることも、私有財産制の中核的内容をなす。[略]私有財産を基礎とする経済活動の成果を観念し得ない場合の課税[略]についても、憲法29条違反が問題になり得る。」前掲・谷口、p.21。

19) 井上達夫『共生の作法』、創文社(1986)、p.36。